

○液化石油ガススタンド用『危害予防規程』附属基準類

《全国エルピーガススタンド協会》

〔項目のみ記載〕

- 1 平常操業中の作業基準
 - (1) 受入作業
 - (2) 充てん作業
 - (3) 日常の点検作業（運転中を含む）
- 2 保安検査、工事等の作業基準
 - (1) 自主点検（1ヶ月、3ヶ月）
 - (2) 定期自主検査
 - (3) 保安検査
 - (4) 開放検査
 - (5) 修理、工事等
- 3 用役に関する管理基準
- 4 保安設備及び防災資器材並びに測定機器取扱い基準
 - (1) 安全弁等
 - (2) 緊急遮断弁装置
 - (3) 逆止弁
 - (4) 防爆電気設備
 - (5) 散水設備
 - (6) 防災資器材
 - (7) セフティカップリング
 - (8) ガス漏えい検知警報設備とその設置場所
 - (9) 地震計
 - (10) インターロック関係
 - (11) 静電気の除去
 - (12) 貯槽温度計
 - (13) 圧力計
 - (14) 液面計
 - (15) 強制換起設備

全文の参照をご希望される方は、下記へ
お問合せください。

東京都エルピーガススタンド協会
（旧全国エルピーガススタンド協会）
東京都港区新橋 2-16-1
ニュー新橋ビル5階（522号室）
電話 03-3597-6410

5 火気制限等基準及び立ち入り制限等に関する基準

6 不調、故障対策基準

- (1) 不調
- (2) 故障
- (3) 不調、故障の原因とその対策
- (4) 停電時

7 異常事態発生時の作業基準

- (1) 防災体制の確立
- (2) 風水害に対する警戒措置
- (3) ガス漏えい事故が発生した場合の措置
- (4) 火災が発生した場合の措置

8 地震防災

- (1) 地震に関する警戒宣言が発令された場合
- (2) 地震が発生した場合

9 終業後の保安全管理体制（宿直、日直）